

2012年2月20日

欧州および中国の食品包装材に関する規格に適合した
海外向け業務用食品包装ストレッチフィルムを発売

三菱樹脂株式会社

三菱樹脂株式会社(本社:東京都中央区 社長:吉田 宏)は、スーパーマーケットなどで精肉や鮮魚を包装する食品包装用ストレッチフィルムにおいて、添加する物質の種類や溶出量を規制する欧州及び中国での規格に適合したポリオフィレン系のストレッチフィルムの新グレード「ダイアラップスーパーPHM」を開発しました。海外市場開拓に向けた戦略製品として、2012年4月から、欧州及び中国向けの販売を開始します。

近年、日本の小売・流通業、外食産業は、積極的な海外展開を進めており、スーパーマーケットなどで使用される業務用の食品包装ストレッチフィルムに対する現地需要も年々高まっています。当社は、食品包装ストレッチフィルムの国内トップメーカーとして、「ダイアラップ」のブランド名で、ポリオフィレン系やポリ塩化ビニルのストレッチフィルムを供給してまいりましたが、このような海外での需要の伸長に応えるべく、欧州や中国で制定されている食品包装材に対する規格に適合した製品の開発を進めてまいりました。

今般、開発した「ダイアラップスーパーPHM」は、欧州のEU規格^{*1}の最高ランク(ファクター1)及び中国のGB規格^{*2}に適合したポリオレフィン系ストレッチフィルムです。食品包装フィルムで脂分の多い加工食品などを包装した場合、極微量ながらも包装フィルムの成分が溶出することが確認されているため、日本と同様に欧州や中国では食品の安全性の確保を目的として、添加する物質の種類やその溶出量について独自の規格を制定しています。当社は、この規格に適合させるため、従来品と同等レベルの包装適性を保ちつつ、原材料の選定や配合量の最適化を図りました。

当社は、この「ダイアラップスーパーPHM」を海外市場開拓に向けた戦略製品として位置づけ、欧州や中国市場に本格参入します。また、欧州や中国以外の東南アジア諸国などに対しても、各国の基準に適合した製品を開発することで、順次展開を進めてまいります。

※1 EU規格

欧州における食品包装材料の要求項目(使用可能な物質の種類や溶出量)に関する法令規格。

規格値は5段階に分かれており、溶出量の最も少ないファクター1に該当する包装フィルムは、油、脂質、油漬けされた保存食などを始めとした全ての食品を包装することが可能です。ファクター2～5に該当する包装フィルムは、包装できる食品に制限が加わり、上位のファクターの対象とする食品を包装することができません。例えば、ファクター3の包装フィルムは、下表のファクター3から5の食品群を包装できるが、1と2を包装することができません。

ファクター	包装できる食品群
1	油、脂質、油漬けされた保存食など
2	マーガリンなど
3	魚、チーズ、マスタードなど
4	肉、加工肉製品(ハム、サラミ、ベーコン)など
5	チョコレート サンドウィッチなど

EU Directive 85/572/EEC より

※2 GB規格

中国における食品包装材料の要求項目(使用可能な物質の種類や溶出量)に関するGB(強制国家標準)規格。

■製品写真



<ダイアラップスーパー シリーズ>

<本件に関する報道関係のお問合せ先>

三菱樹脂株式会社 総務部 広報室

TEL:03-3279-3800